

議案第二号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六三年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び企業局に常勤務する」を「及び公営企業に常時勤務する」に、「（臨時の職員を除く。）」を「（教育長及び臨時の職員を除く。）」に改める。

第二条第一項の表町長補助機関の項中 「うち二人」を「うち五人」に、同表水道課の項中「通じて六人」を「通じて九人」に、同表合計の項中「一六二人」を「一六五人」に改め、同表中「その他の職員」を削る。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。